

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部情報セキュリティ政策会議
重要インフラ専門委員会
第25回会合議事要旨

1 日時 平成21年4月6日(月) 10:00~12:00

2 場所 三田共用会議所講堂

3 出席者

[委員]

浅野 正一郎 委員長 (国立情報学研究所 教授)
伊藤 悦郎 委員 (東日本旅客鉄道(株))
稲垣 隆一 委員 (弁護士)
雄川 一彦 委員 (日本電信電話(株))
岸本 博之 委員 ((財)金融情報システムセンター)
阪上 啓二 委員 (野村證券(株))
田口 靖 委員 ((社)日本水道協会)
竹原 秀臣 委員 (電気事業連合会)
土居 範久 委員 (中央大学 教授)
中尾 康二 委員 (KDDI(株))
永瀬 裕伸 委員 (日本通運(株))
早貸 淳子 委員 (有限責任中間法人 JPCERTコーディネーションセンター)
広瀬 雅行 委員 ((株)東京証券取引所)
松田 栄之 委員 (新日本有限責任監査法人)
宮島 理一郎 委員 (定期航空協会)
持田 恒太郎 委員 (三井住友フィナンシャルグループ)
森山 拓哉 委員 (住友生命保険相互会社)
山川 浩之 委員 ((社)日本ガス協会)
山本 志郎 委員 (日本興亜損害保険(株))
渡辺 研司 委員 (長岡技術科学大学 准教授)
渡邊 正美 委員 (東京地下鉄(株))

[政府]

内閣官房情報セキュリティセンター副センター長
内閣官房情報セキュリティ補佐官

内閣官房情報セキュリティセンター内閣参事官

内閣府（防災担当）政策統括官（防災担当）付地震・火山対策担当参事官（代理）

警察庁 警備局警備企画課長（代理）

金融庁 総務企画局参事官（代理）

総務省 情報通信政策局情報セキュリティ対策室長

総務省 自治行政局地域情報政策室長（代理）

厚生労働省 政策統括官付社会保障担当参事官（代理）

厚生労働省 医政局 研究開発振興課 医療機器・情報室長（代理）

厚生労働省 健康局水道課長（代理）

経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課長（代理）

経済産業省 商務情報政策局情報セキュリティ政策室長（代理）

国土交通省 総合政策局情報安全・調査課情報危機管理室長

防衛省 運用企画局情報通信・研究課情報保証室長

4 議事内容

(1) 論点説明に関して

事務局より説明

(2) 委員意見開陳

分野横断的演習で得られた経験を基に事務局で事業者等にとって参考となる対応要領、対応の手順等を策定すべきかという論点については、分野間及び事業者等間で対応について諸々の相違があることを踏まえると、一律的に規定を策定することは困難であり、むしろ、個々の事業者が対応手順を策定するに当たって考慮すべき事項を整理すれば、事業者等の参考になるのではないか。

相互依存性解析の実施に当たって整備した分析ワークシートを、2009年度の共通脅威分析の中で試行的に使用してブラッシュアップするという事務局からの提案について、以下のような意見があった。

ワークシート上で、国民への影響が着眼に挙げたことは有意義であり、更にこの取組みによる具体的な切り口や手法を検討して欲しい。

ワークシートは、分野跨ぎの事例の分析に有用と思われるので、色々な事業者の意見を参考にブラッシュアップし、事業者が検討を行う際の雛形として使えるものとなるように進めてほしい。

分析結果の共有については情報保護の観点から相談が必要。

指針の新たな重点項目（案）の「利用者の合理的な対応に必要な情報の開示等の対策」に関し、以下のような意見があった。

利用者が合理的な判断や対応ができるという観点からすれば、万一障害が発生した場合についてだけでなく、サービスの選択に当たっての判断材料といった観点も含め整理していくことが必要ではないか。

利用者のサービス選択に当たって必要な情報を提供するという観点は、重要インフラ専門委員会の設置目的とは異なるものであり、そういった観点での議論はこれまで行っていなかったのではないか。

開示を想定するリスクには、潜在的なリスクを含む方向で検討するべきではないか。

利用者へのリスク開示については、例えばカードを例にとると、事業者が情報セキュリティ対策に取り組むだけでなく、利用者にも暗証番号を自ら守ってもらう必要がある。利用者への注意喚起を行うという意味合いでのリスク開示ということであれば、理解できる。

潜在的なリスクを開示するとなると、発生の可能性がゼロと宣言することはできないので、発生する可能性がゼロではないというよう求められているように感じられ、違和感がある。取り組んでいる情報セキュリティ対策の開示であれば記載できるかもしれない。

潜在的なリスクという言葉については、想定脅威、想定リスクといった言葉が使えないか検討してはどうか。

リスク開示については、事業継続計画に関する重点項目の中に自主的な取り組み事項として記載するほうが、事業者としては馴染みやすいのではないか。

指針の新たな重点項目（案）の「社会環境変化や制度改正に起因する不可避な脅威のための対策」のうち、要検討事項の記載事項のレベル感が異なると考えられるので、調整が必要ではないか。